

野外焼却は、原則禁止されています。

★ 野外焼却(野焼き)禁止の概要

廃棄物の野外焼却は、下記の例外および構造基準を満たした焼却炉での焼却を除き原則、法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」で禁止されています。
違反者は、直罰で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。
さらに、法人は両罰規定(違反した業者とともに法人も罰する規定)で3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

★ 野外焼却は、なぜダメなのか

屋外焼却は、焼却温度が低いため燃やすものによっては、ダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。
また、火災を引き起こす危険性も考えられます。



<関係法令> 廃棄物の焼却禁止について (廃棄物処理法第16条の2)
違反に対する罰則について (同法第25条第1項第15号、同法第32条第1項第1号)

★ 野外焼却禁止の例外行為について

原則禁止されている野外焼却において、以下の行為については、例外として扱われます。

① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

河川管理者が、河川管理のために伐採した草木等の焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物等の焼却などが該当します。

② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

災害時や災害復旧時の木くず等の焼却、凍霜被害防止のための稲わら等の焼却、火災予防訓練時の模擬火災等の焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した草木等の焼却などが該当します。

③ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

どんど焼きや地域行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却、お焚き上げにおける不要となったお守りや人形等の焼却、寺院における不要となった塔婆等の焼却が該当します。

④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

農業者が農地管理または害虫駆除のために行う稲わらや農作物の残さ、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却などが該当します。

(造園業や植木屋等は、農業や林業に含みません)

⑤ たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

一般家庭における木くずや木の葉等の焼却、風呂炊きや暖をとるための藁や木くずの焼却、バーベキュー、キャンプファイヤーなどが該当します。

(一般家庭の可燃ゴミであっても生ゴミ、紙類、プラスチック、ビニール類の焼却はできません)

<関係法令> 焼却禁止の例外について (廃棄物処理法施行令第14条)
(厚生労働省通知 平成12年9月28日衛環第78号)

野外焼却の例外行為に対する留意事項

★ 野外行為の例外行為であっても、焼却をされる場合は、火災に十分留意して消火するまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないように努めてください。

なお、剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので少量であっても焼却することなく、収集場所へ出すか、クリーン推進課（旧クリーンセンター）へ直接搬入してください。

また、例外行為であっても、次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もありますので、十分注意してください。

- 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合（家の中に多量の煙が入ってきて困る、いつも焼却され洗濯物にスがついて困る等の苦情がある。）
- 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
- 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

更に、例外行為に便乗して、廃プラスチック、廃ビニール、廃タイヤ等の廃棄物を焼却した場合は、違反による罰則の対象となりますので、分別を徹底し、専門業者へ依頼する等、適正な処理をお願いします。

※ 例外行為により焼却することは可能ですが、あくまでも例外であることを十分認識していただき、火災の危険性や、周辺住民にぜんそく等の呼吸器系疾病の方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、できるだけ野外焼却は控えてください。

★ 家庭用小型焼却炉は、使用禁止です

使用が認められているごみ焼却炉は、以下の基準を満たすものです。

家庭用の焼却炉のほとんどは、基準を満たしていませんので、使用しないでください。

○ ごみ焼却炉の構造基準

- ・ ごみを燃焼室で800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ・ 外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- ・ 燃焼室の温度を測定できるもの
- ・ 焼却温度を上げられる補助装置がついていること
- ・ 焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

☆ 市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



〈 問い合わせ 〉

八街市役所 経済環境部 環境課 保全係
電話 043-443-1406(直通)